

銚子市総合計画審議会条例

(昭和 47 年 9 月 30 日条例第 25 号)

改正 昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号 平成 10 年 3 月 27 日条例第 1 号
平成 14 年 3 月 26 日条例第 1 号 平成 15 年 3 月 13 日条例第 3 号
平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号 平成 18 年 10 月 10 日条例第 37 号
平成 20 年 3 月 26 日条例第 4 号 平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号
平成 22 年 3 月 26 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、銚子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合的かつ基本的な計画に関する事項について調査及び審議するため、審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役職員

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を行なう。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、政策企画部企画課において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 27 日条例第 1 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 13 日条例第 3 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 10 日条例第 37 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日条例第 4 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。
(銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年銚子市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 2 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。